

第1回 保育イノベーショングランプリ

参加規約

保育イノベーショングランプリの応募にあたっては、以下の規約をよく読み、納得した上で、参加してください。応募書類等の提出により、参加者は当規約に同意したものとみなされます。

1. 趣旨

保育イノベーショングランプリは、テクノロジー利用を軸とした幼児教育・保育アイデアを発表する企画です。大阪キリスト教短期大学では、本コンテストを通して、幼児教育・保育業界における教育テックの重要性を発信するとともに、イノベーションの創出に貢献できる人材の育成を目指します。なお、女子大学として、女性の教育視点からの発想を期待し、女性のための参加とします。

2. 第1回 募集テーマ

0歳～7歳までのこどもに対する教育アイデアを募集します。高校生および在学生向けのテーマは「**子どもを取り巻く様々な悩みや課題を解決しよう**」です。

身近な課題から地球規模のテーマまで含んだ、あなたが感じる新しいICT子育ての提案、こども達に主体的な体験の場を創出すべく個々のこどもに対応した新しいICT保育・教育の提案、また、ICTを活用した幼児教育・保育業界の業務改善や保育者の負担軽減の提案などを募集します。

また、SDGsを意識し、『質の高い教育をみんなに』や『ジェンダー平等』『住み続けられるまちづくり』などSDGsの17目標から、いくつかの項目をとりあげ解決するアイデアを発表してください。

3. 応募内容

【アイデア提案書】(必須)

幼児教育や保育現場または、子育てでの利用を意識しつつ、テクノロジーを活用した新たなアイデアをワークシート「アイデア提案書」の指示に従い、わかりやすい文書にまとめて応募します。計画などは含まず、アイデアの良さを競います。PPT発表資料としてまとめて最終審査会でプレゼンテーションします。

【作品】（任意）

アイデア提案書の内容で必要とされるテクノロジー活用部分のプロトタイプ（完成した試作品）やモックアップ（試作品のデザインのみ）および、アイデアを構図として資料化したものなどを指します。テクノロジーの活用は、動画・音楽・CG・スマホアプリ等などが想定されます。PCのみならず、スマートフォンでの作成も考えられます。

4. 応募資格

以下の条件をすべて満たすこと

- 参加者は高校生（女子）、もしくは大阪キリスト教短期大学 在學生で、原則 2人から 10 人編成のチームによるエントリーを求める（本学学生と高校生の混合チームも可）＊1名での参加も可能
- 高校生が参加する場合は、保護者の承諾が必要
- 選考委員、事務関係者など本実行委員会関係者でないこと
- 参加者は反社会的勢力でないこと、反社会的勢力と関係のないこと
- 応募にあたって必要な情報を提供すること。情報提出に虚偽があった場合は、無効とする
- その他、本実行委員会の定める運営方針、諸条件に従うこと

5. スケジュール

7月初旬	オンラインにて説明ビデオ 公開
7月末	参加登録受付〆切（参加チームとメンバー登録）
8月初旬	ワークショップ1（全員参加）
8月初旬	ワークショップ2
8月中旬	応募書類提出〆切
8月末	最終審査会（プレゼンテーション）

6. 応募方法

- A) 原則は、チームによる参加とし、1 チームは2～10名とします。個人参加の場合もワークショップ等でチーム分けを行う場合があります
- B) 同一個人が複数チームに参画することは可能ですが、代表者を兼任できません
- C) チームが応募できるのは1件のみとします
- D) 参加者は、提出するアイデアの内容（参加者名等を含む）が公開される事を理解した上で応募してください
- E) いったん提出した応募内容は原則として取り下げ、変更はできません
- F) 提出された応募書類、参考資料等は返却しません
- G) 応募は無料です。ただし、印刷費や資料収集等の費用、説明会や最終審査会の会場までの交通費等については、各自の負担とします

7. 提出物（保育教育プラン）に関して

参加者が作成し提出するアイデア提案書、関連ドキュメント、関連画像・動画・プレゼンテーション・スマホアプリ・アイデア構図等を総称し、以下「保育教育プラン」と称します。

- A) 参加者が提出する「保育教育プラン」はオリジナルかつ未発表であること
- B) 提出する「保育教育プラン」は、第三者の権利を侵害していないこと
- C) 第三者が権利を有する画像・映像等の素材を使用する場合、自己の責任において適法に使用し、本実行委員会およびその他関係者に対し、迷惑、損害等を与えないこと
- D) 第三者、実行委員会等からアイデアや知的財産権の盗用であるなどの疑義が示された場合、盗用の事実の有無を問わず、本実行委員会の自由な裁量により、応募された「保育教育プラン」を選考の対象から外し、又は受賞後であっても受賞を失効させることができるものとします。このとき入賞チームは失効した受賞にかかる奨学金等をすみやかに返還するものとします
- E) 応募する「保育教育プラン」の制作過程において創出された知的財産は、本学に帰属します
- F) 応募する「保育教育プラン」において権利の譲渡が生じた際は、参加者の責任において当事者間で話合うこととし、本実行委員会は一切の責任を負いません
- G) 不完全、または不正、違法、不適切な内容を含む「保育教育プラン」は、実行委員会または選考委員の判断で選考の対象外とします

8. 選考および審査会

- A) 提出された「保育教育プラン」は、アイデア部門、作品部門、それぞれの審査基準に則って、大阪キリスト教短期大学の教職員、ゲスト審査員、協賛企業の関係者等から選ばれた選考委員によって審査されます。
- B) 最終審査会
最終審査会でプレゼンテーション及び質疑応答の時間が与えられ、選考委員による審査が行われます。

【アイデア提案書に関して】

選考委員は、以下の評価カテゴリーをベースに総合的に評価します

評価カテゴリー：

- “こども課題の認識、課題解決の必要性”
- “テクノロジー導入の有効性”
- “アイデアのユニークさ・斬新さ”
- “アイデアの実現可能性”
- “SDGs との親和性、社会的意義”
- “意欲・熱意”

【作品に関して】

選考委員は、【アイデア提案書に関して】に追加して以下の評価カテゴリーをベースに総合的に評価します

評価カテゴリー：

- “プロトタイプ・モックアップ”
- “アイデアを分かりやすく構図にしたもの”

- C) 選考経過、結果、受賞や受賞に至らなかった理由などについて個別の問い合わせには応じられません
- D) 選考結果は選考委員の判断が最終決定であり、入賞チームの不正、その他これに類するものと本実行委員会が認める特段の事情がない限り、事後いかなる事情によっても変更されないものとします

9. 表彰

表彰は以下の通りです。

受賞本数は予め規定せず、当該の有無、本数を含め選考委員が審査会にて判断します。

『最優秀アイデア賞』 最も優秀かつ価値あるアイデアに対して
表彰状、最大 100 万円の奨学金

『敢闘賞』（複数） 優秀なアイデアに対して
表彰状、20 万円の奨学金

『ルーキー賞』（複数） 高校生グループのフレッシュなアイデアに対して
表彰状、記念品

＊) 審査結果によって奨学金が変動することがあります

＊) 厳正な審査の結果、該当なしさせていただく場合があります

10. 奨学金

- A) 奨学金が何らかの課税対象となる場合、その支払い義務はすべて、受賞者のみが負うものとします
- B) 奨学金は入賞「保育教育プラン」に対して支払われます
- C) 支払いに際して期限内に必要な書類の提出がない場合、受賞者への奨学金の支払い等を行わないものとします

11. 主催、協力、後援

主催：大阪キリスト教短期大学

事務局：保育イノベーショングランプリ実行委員会

(以下、実行委員会)

〒545-0042 大阪府大阪市阿倍野区丸山通 1 丁目 3-61

e-mail：contest@occ.ac.jp

ウェブサイト：https://www.occ.ac.jp/hoiku_contest

後援：大阪府、独立行政法人国立青少年教育振興機構

12. 実行委員会の構成と権限

- A) 実行委員会は、大阪キリスト教短期大学の関係者で構成されます
- B) 実行委員会は、参加者が実行委員会の指示に従わない場合や他社に迷惑を及ぼす行為をする、その他違法行為や公序良俗に反する行為等、本コンテストの運営に支障が生じると判断した場合、当該参加者に対し、本コンテストへの参加を差し止めることができるものとします。なお、これにより参加者に損害や不利益等が生じた場合であっても、実行委員会は何ら責任を負いません
- C) 実行委員会は、法律に別段の定めがある場合を除き、どのような理由であれ、本コンテストに参加した結果、参加者に生じた損害や不利益等について、何ら責任を負いません

13. 情報公開に関して

- A) 参加者は、実行委員会または実行委員会の指定する第三者が本コンテストの実施、運営、管理、放送または広報活動を行うにあたり、応募した「保育教育プラン」をこれらの目的の範囲内で自由に利用することを予め承諾するものとし、当該利用に対し、著作者人格権を行使せず、また何ら異議申し立てや対価の請求等を行わないものとします。なお、実行委員会または実行委員会の指定する第三者による利用には、放送、広報宣伝活動を目的としたスクリーンショット、アニメーション、ビデオの公開などが含まれますが、これらに限定されません
- B) 実行委員会または実行委員会の指定する第三者は、本コンテストの実施、運営、管理、放送または広報活動を行うにあたり、法律に違反しない範囲内で、追加の報酬を提供することなく参加者の肖像、プロフィール、法人名、団体名、法人・団体情報等及び応募「保育教育プラン」を広報宣伝活動に使用することができるものとします

14. 参加規約の変更

実行委員会は、参加者への事前予告なく、参加規約を改定することができるものとします。但し、実行委員会は参加規約の改定について参加者に周知するように努めるものとします

15. 個人情報の取扱

参加者は、本コンテストへの応募及び参加にあたって実行委員会に提供した各自の個人情報は、大阪キリスト教短期大学大学の個人情報保護方針※に基づいて厳重に取り扱われるほか、以下の目的のために、実行委員会または実行委員会の指定する第三者により、処理、保存、及び使用されることに同意するものとします。

- ・本コンテストの実施、運営、管理、放送、広報活動及びこれに関連する事項のため
- ・実行委員会からの本コンテストに関連する最新情報の提供や、各種アンケート送付のため

※大阪キリスト教短期大学の特定個人情報規定(I-67-0)

16. 反社会的勢力ではないこと

A) 参加者は、次のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次のいずれにも該当しないことを確約します。

個人またはチームが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という）であること

B) 実行委員会が、前項の規定により参加者の参加を取り消した場合、参加者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします

C) 参加者が次の各号の一に該当するときは、実行委員会は何らの通知、催告を要せず即時に参加者の参加を取り消します

- ・ A 項に違反したとき
- ・ 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - I. 相手方に対する暴力的な要求行為
 - II. 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - III. 相手方に対する非道徳的行為、非倫理的行為、脅迫的言辞または暴力的行為
 - IV. 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - V. その他前各号に準ずる行為

17. 準拠法その他

- A) 本コンテスト参加規約の解釈・適用は、日本国の法律に準拠します
- B) 本コンテスト参加規約に定めのない事項に関する口頭その他客観的証拠によって証明できない方法による当事者間の合意は、その内容の如何を問わず効力を有しません

18. 合意管轄

参加者は、本コンテスト参加規約に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とすることに同意するものとします

以上